

(様式6)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	1	担当課	薬務衛生課
法令名	大麻取締法	根拠条項	18	不利益処分の種類	大麻取扱者免許取消	
○大麻取締法（昭和二十三年七月十日法律第二百二十四号）						
第十八条 大麻取扱者がその業務に関し犯罪又は不正の行為をしたときは、都道府県知事は大麻取扱者免許を取り消すことができる。						
第十条						
4 大麻取扱者は、大麻取扱者免許が第十八条の規定により取り消され、その他その効力を失ったときは、大麻取扱者免許証を都道府県知事に返納しなければならない。						
○大麻取締法施行規則（昭和二十三年七月二十二日厚生／農林／省令第一号）						
第四条 法第十条第一項に該当する場合には、大麻取扱者は、免許証を添え、事由を書き申請しなければならない。						
2 法第十条第二項に該当する場合には、同項に規定する者は、免許証を添え一月以内に届け出なければならない。						
3 法第十条第二項に規定する者が当該大麻を栽培し又は所持しようとするときは、大麻取扱者免許の申請をしなければならない。						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号		担当課	薬務衛生課
法令名	大麻取締法	根拠条項	10-1	不利益処分の種類	大麻取扱者免許取消	

(様式 6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定